

# 滋賀県スポーツボランティア（しがスポ・ボラ NET）支援事業運営要領

## 1 目的

この要領は、滋賀県スポーツボランティア支援事業の運営に関し必要な事項を定める。

## 2 用語の定義

この要領における「スポーツボランティア」とは、県内各地で行われるスポーツイベントやスポーツ事業の「運営補助に当たる活動」に協力する人をいう。

## 3 登録および登録者

- (1) 登録は、県内に居住し、又は通勤し、もしくは通学している 15 歳（中学生を除く）以上の者で、スポーツボランティア登録票・しがネット受付サービス登録を滋賀県県民生活部スポーツ局へ提出した者に対して行う。
- (2) 登録を希望する者が未成年である場合、保護者の同意のないときは登録することができない。
- (3) 登録の期間は、原則設けない。
- (4) 登録内容に変更が生じた時、および登録を取り消したい場合には、速やかに滋賀県県民生活部スポーツ局へ申し出る。
- (5) 登録者の情報は、滋賀県県民生活部スポーツ局が適正に管理する。
- (6) 登録者は、スポーツボランティア募集情報を確認し、活動可能な者は、派遣依頼者と具体的な内容等について打ち合わせや手続きを行う。
- (7) 登録に当たっては、事故やけがに備え、ボランティア保険等に加入することを推奨する。

## 4 募集および紹介

- (1) スポーツボランティアを活用しようとする人・団体は、スポーツボランティア募集依頼書を、滋賀県県民生活部スポーツ局へ提出する。
- (2) 滋賀県県民生活部スポーツ局は、派遣依頼申請の文書を審査し適正である場合、依頼内容を登録者へ紹介する。
- (3) 募集は、公益性の高いスポーツイベントにおいて行い、県・市町および県・郡市体育協会が主催・共催・後援するイベントであることを目安とする。

## 5 普及・啓発・養成等の研修に関すること

- (1) 事務局は、スポーツボランティア精神の普及・啓発に努める。
- (2) 事務局は、スポーツボランティアに関する講習会・研修会・養成等に関する情報提供を行い、登録者の研修に努める。

## 6 登録者の役割

- (1) 登録者は、派遣依頼のあった、スポーツイベントや大会に積極的に協力する。
- (2) 登録者は、スポーツボランティア精神の啓発に努める。
- (3) 登録者は、スポーツボランティアの普及に努める。
- (4) 登録者は、スポーツボランティアに関する講習会・研修会等に積極的に参加して自己研鑽に努める。

## 7 派遣依頼者の責務

- (1) スポーツボランティア派遣に関する経費は、派遣依頼者の負担とする。
- (2) 当日の参加にあたっては、ボランティア参加者へ適切な指示を与えることとし、過度の負担とならないよう、活動にあたっては、健康・安全面にも十分に配慮する。
- (3) 派遣依頼者は、登録者の活動中の事故やけがに対して責任を負うものとする。
- (4) 派遣依頼者は、イベント実施後に所定の様式にて県民生活部スポーツ局に事後報告書を提出するものとする。

## 付則

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。